

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
中小企業経営労務研究所  
横浜市青葉区美しが丘2-28-5  
TEL : 045-902-0199 FAX : 045-902-0374  
http://www.chukeirou.com/

## CONTENTS

page	
1	労働局の相談体制を強化する方針 セクハラ被害による通院増加
2	<b>特集1</b> 高額な医療費負担を軽減する救済策 「高額療養費制度」Q & A
4	<b>特集2</b> 65歳まで現役時代！ 手引きに見る高齢者の交通労働災害の防止
6	給与計算 こんな時どうする？ 給与計算と住民税の特別徴収
7	人事労務の法律ミニ教室 育児する労働者のために 短時間勤務制度を設けていますか？
8	災害ゼロへ！安全管理入門 「4S」は基本の基本
8	労務ひとこと 過去10年分まで 国民年金保険料が納められます

## 労働局の相談体制を強化する方針

# セクハラ被害による通院増加

職場のセクハラについて被害者が労働局に相談を寄せるケースが増えています。厚生労働省によると、事業所が集中する大規模な10地域の労働局において、セクハラに関する紛争解決援助や調停は右肩上がり増加しており、平成24年以降もこの傾向は続くと見られています（グラフ参照）。

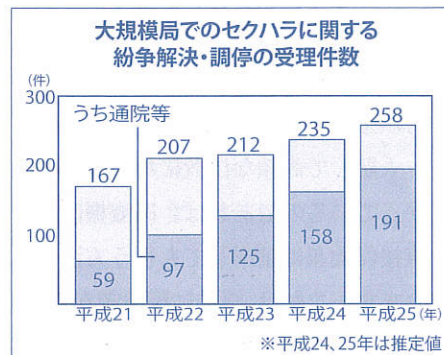
中でも、セクハラ被害を受けたが、事業主の事後対応が適切におこなわれないためにうつ病などを発症する深刻なケースが増えているといえます。こうしたケースの対応には時間がかかるため、同省ではセクハラ専門の相談員を平成25年度から大規模10局で増員し、相談体制を強化する方針です。

### セクハラ対策は企業の義務

男女雇用機会均等法では、セクハラ

対策として雇用管理上必要な9つの措置を講じることを事業主に義務づけており、これに違反し、是正勧告にも応じない場合は企業名を公表できることになっています。

しかしながら、相談窓口はあるが相談しづらい、あるいは対応方法が定められていないため、相談があっても放置したり、当事者間の解決にゆだねるなど、適切に対応されないケースも多



く見られます。セクハラは職場全体の勤労意欲を低下させ、訴訟に発展するリスクもある大きな問題と認識し、解決・防止に取り組むべきでしょう。

### 事業主が講ずべき9つの措置

- ①セクハラに該当する行為と会社の方針を周知する
- ②セクハラ行為をした者には処分をおこなうことを周知する
- ③相談窓口を設置する
- ④相談窓口担当者が適切に対応できるようにし、広く相談に対応する
- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥行為者および被害者に対する措置を適正におこなう
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる（事実が確認できなかった場合も同様）
- ⑧相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置を講じ、周知する
- ⑨相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由に不利益な取り扱いをおこなってはならない旨を定め、周知する